介護老人保健施設アーチスト 運営規程 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人としわ会が開設する介護老人保健施設 アーチスト(以下「当施設」という。) において実施する短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の適正な運営を確保する ために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その 他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域にお いて統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(施設の名称及び所在地等)

- 第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。
- (1) 施設名 介護老人保健施設 アーチスト
- (2) 開設年月日 平成26年8月1日
- (3) 所在地 愛知県名古屋市北区大曽根二丁目8番10号
- (4) 電話番号 (052) 916-1040 FAX 番号 (052) 916-1043
- (5) 管理者名 髙岡 哲郎
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2350380057 号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、別に定める介護保健施設サービス運営規定第5条 (1)~(11)に定めるとおりとする。

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、別に定める介護保健施設サービス運営規定第6条(1)~(10)に定めるとおりとする。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の利用定員数は、利用者が申込みを している当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の内容)

第8条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。

(利用者負担の額)

- 第9条 利用者負担の額を以下とおりとする。
 - (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
 - (2) 利用料として、食費、滞在費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、室料、行事費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(身体的拘束その他の行動制限)

- 第10条 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限しない。
- 2 利用者に対し、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、利用者に同意能力がある場合は、その同意を得ることとする。

また、この場合、事前または事後すみやかに、利用者の後見人または利用者の家族(利用者に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人)に対し、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明する。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、名古屋市北区、西区、中区、東区、守山区の区域とする。

(協力医療機関)

- 第12条 協力医療機関及び協力歯科医療機関を以下のとおりとする。
 - (1)協力医療機関

(1)

名 称:医療法人としわ会 としわ会診療センターレクリニック

住 所:名古屋市中区金山五丁目5番11号

(2)

名 称:名古屋市立大学医学部付属東部医療センター

住 所:名古屋市千種区若水一丁目2番23号

(3)

名 称:国家公務員共済組合連合会 名城病院 住 所:名古屋市中区三の丸1丁目3番1号

(4)

名 称:社会医療法人大真会 大隈病院

住 所:名古屋市北区大曽根二丁目 9 番 34 号

(2)協力歯科医療機関

1

名 称:国家公務員共済組合連合会 名城病院

住 所:名古屋市中区三の丸1丁目3番1号

2

名 称:医療法人社団大栄会名古屋桜通デンタルクリニック

住 所:名古屋市千種区内山三丁目 21番 23号キャッスル北沢1階

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・開館時間は、午前9時より午後7時とする。
- ・消灯時間は、午後9時とする。
- ・外出・外泊は、その都度施設長に届け出、承認を得ることとする。
- ・喫煙は所定の場所にて行うこととする。
- ・火気の取扱いは、必ず職員の立会のもとで行うこととする。
- ・設備・備品の利用は、ベッド設備、枕灯等を除き、必ず職員の立会のもとで行うこととする。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、各自の床頭台、箪笥に収納できる範囲とし、必ず氏名を記載する。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則として1階事務室にて行う。
- ・外泊時等の施設外での受診は、原則として禁止するが、緊急かつやむを得ない場合には速 やかに施設に連絡し、施設の指示に基づいて行うこととする。
- ・宗教活動は、集団生活の支障とならない範囲についてのみとする。
- ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

- 第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち

会う。

- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) ……年2回以上 (うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底…………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

- 第15条 職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
 - (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第16条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第17条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人としわ会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第18条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。 ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第19条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないよう、水廻り 設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第20条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、 正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよ う指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものと する。 (虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第21条 施設(事業所)は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1 施設(事業所)における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、 介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設(事業所)における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 施設(事業所)において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(その他運営に関する重要事項)

- 第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)に関連する政省令及び通知並びに本運営 規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人としわ会と当事業所の管理 者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

- この運営規程は、平成26年8月1日より施行する。
- この運営規程は、平成27年12月1日より施行する。
- この運営規程は、令和3年8月1日より施行する。
- この運営規程は、令和5年10月1日より施行する。
- この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。
- この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。